

介護職員初任者研修資格取得助成金

社会福祉法人大分県社会福祉協議会では、介護現場で働こうとする皆様を支援するため「介護職員初任者研修課程」を修了し、新たに介護職員として就職した方、または既に介護職員として勤務している方へ助成金を支給します。

1 支給対象者

大分県が指定した法人等（別表1）が開催する「介護職員初任者研修課程（以下、「研修」という。）」を修了し、次の（1）または（2）のいずれかと（3）の条件を満たす方が対象です。また、下記4に定める期限までに申請することが必要です。

ただし、受講料が無料の研修は対象外（テキスト代みの研修等）です。

- （1） 令和2年度（4月1日以降）に開講した研修を修了し、申請日現在、大分県内の介護施設等（別表2）で介護職員として直接雇用されている方。ただし、研修修了後に新たに介護職員として就職した方は、研修終了後6カ月以内に就職していることが必要です。（常勤・非常勤は問わない。ただし、派遣職員は対象外。）
- （2） 令和元年度に開講した研修を修了し、研修終了後6カ月以内かつ令和2年4月1日以降に大分県内の介護施設等（別表2）で介護職員として新たに就職した方で、申請日現在、介護職員として直接雇用されている方（常勤・非常勤は問わない。ただし、派遣職員は対象外。）
- （3） 受講費用等について、他の補助や助成（国、都道府県、民間等で行われる類似のもの）を受けていない方。

2 助成金の額

受講料（テキスト、実習費等を含む）の2分の1を支給します。

1,000円未満切り捨て、上限額は、30,000円です。

助成金総額は令和2年度予算の範囲内となります。（受付順）

3 申請の方法等

次の書類を、下記「5問合せ・申請先」まで郵送またはお持ち込みください。郵送の場合は、封筒に「介護職員初任者研修資格取得助成事業申請書類 在中」と記載してください。

- （1） 大分県介護職員初任者研修資格取得助成金支給申請書（第1号様式）
- （2） 修了証明書の写し
- （3） 受講費用に関する領収書の写し

【記入上の注意】

- ・ 黒色のボールペンで記入してください。
- ・ 申請書は、ネームスタンプ印不可。（朱肉を使用する印鑑で全て同じ印を使用）
- ・ 申請書を訂正する場合は、二本線で消し申請印と同じ印で訂正してください。



4 申請の流れ

- (1) 上記「1 支給対象者」の要件を満たしていることを確認してから、申請してください。
 ※¹ 助成金総額は令和2年度予算の範囲内（受付順）となりますので、お早めに申請ください。
 ※² 申請の期限は令和3年3月5日（金）（必着）です。
 ただし、令和2年度予算に達した場合は受付を終了します。
- (2) 申請書類を大分県福祉人材センターで審査し、その結果を申請書到着後1カ月以内に申請書に記載の住所に通知します。また、指定の口座に助成金をお振り込みいたします。

5 問合せ・申請先

870-0161 大分市明野東3丁目4番1号 大分県社会福祉介護研修センター内
 大分県福祉人材センター TEL097-552-7000

◆休館日：月曜日、平日の祝日、年末年始 ◆受付時間：8：30～17：00



【別表1 大分県が指定した法人等】 (令和2年4月1日現在)

大分市	有限会社 藤の会、株式会社 ニチイ学館、特定非営利活動法人 SMIS 社会福祉法人 博愛会、株式会社 ティ・エス・ケー、株式会社 ディック学園 公益財団法人 人材育成振興財団、株式会社 日本教育クリエイト 特定非営利活動法人 里の風、株式会社 GARYU ケアサポート学院大分校
別府市	株式会社 ニチイ学館
中津市	社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団
日田市	企業組合 労協センター事業団、社会福祉法人 福寿会
佐伯市	特定非営利活動法人 さわやか佐伯、社会医療法人 小寺会 佐伯中央病院
杵築市	社会福祉法人 みのり村
宇佐市	株式会社 悠隆 初任者研修事業所 悠優学館
日出町	社会福祉法人 暘谷福祉会

【別表2 県内の介護施設等】

1	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
2	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護 短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
3	介護予防訪問入浴介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護
4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
5	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護